

別表第2 専有部分の専用に供される設備の帰属（管理規約第7条（専有部分の範囲）第3項関係）

専有部分の専用に供される設備	分界等	分界等の帰属
一 給水設備及び給湯設備	別図第1（給水管等の分界）に示すとおり、専有部分毎のメーターボックス内に存する戸別量水器の二次側配管から専有部分内のその設備の部分まで（ただし、バルコニー等に存する場合は、その設備の部分まで）	当該専有部分
二 専有部分毎の戸別給湯器		当該専有部分
三 ガス設備	別図第2（ガス管等の分界）に示すとおり、専有部分毎のメーターボックス内に存する戸別計量器の二次側配管から専有部分内のその設備の部分まで（ただし、バルコニー等に存する場合はその設備の部分まで）	当該専有部分
四 排水衛生設備	別図第3（排水管等の分界）に示すとおり、専有部分内のその設備の部分から共用に供されるその設備との接続部分まで（ただし、継手を除く）	当該専有部分
五 テレビ視聴設備（専有部分内に存する直列ユニットを含む。）		共用部分
六 電気設備	別図第4（電気設備の分界）に示すとおり、専有部分毎のメーターボックス内に存する戸別電力量計の二次側配線から専有部分内のその設備の部分まで（ただし、バルコニー等に存する場合は、その設備の部分まで）	当該専有部分
七 玄関灯及びその設備	区分所有者の専用に供される電源に接続する玄関灯及びその設備	当該専有部分
	区分所有者の共用に供される電源に接続する玄関灯及びその設備	共用部分
八 オートロック式共用玄関扉連動型インターホン及びその設備	別図第5（オートロック式共用玄関扉連動型インターホン等の分界）に示すとおり、住宅玄関子機から住宅親機までのその設備（ただし、住戸アダプタ方式の場合の住戸アダプタを除く。）	当該専有部分
九 室内消防用設備等（専有部分内に存し、かつ、建物に附属する消防用設備のうち、次号の設備を除くもの。）		共用部分
十 P型3級受信機による自動火災報知設備	住宅玄関子機から専有部分内のその設備（戸外表示器、感知器その他の警報機を含む。）	当該専有部分
十一 ダクト及びガラク	共用に供される設備と接続しないもの	当該専有部分
	共用に供される設備と接続するもの	専有部分内のその設備の部分から共用に供されるその設備との接続部分まで（ただし継手を除く。）
十二 前各号に定めるもの以外の専有部分の専用に供される設備	当該専有部分内にある部分	専有部分
	共用部分内又は当該専有部分以外の専有部分内にある部分	共用部分